

令和元年 9 月 12 日

お客様各位

越後交通株式会社

消費税率引上げに伴う路線バス（高速バス除く）の運賃改定について

弊社では、令和元年 5 月 31 日、道路運送法第 9 条第 1 項及び同法施行規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省に乗合バス運賃の変更認可申請を行いました。

先般、令和元年 9 月 5 日に認可を受け、現在、令和元年 10 月 1 日の改正に向け作業を進めております。

1. 変更の概要

(1) 運賃改定実施日 令和元年 10 月 1 日

(2) 現行・申請運賃比較表

運賃制度等	現 行	申 請
対キロ区間制		
旧北越後観光バス運行路線 初乗運賃	150 円	160 円
旧越後交通運行路線 初乗運賃	170 円	180 円

※初乗運賃以外の対キロ区間は現行運賃に対し 10 円～20 円アップします。

※運賃帯により据え置きとなる区間があります。

※現行運賃 170 円・520 円は区間料数により運賃据え置きとなる場合があります。

※三条市循環バス、見附市コミュニティバスは運賃が据え置きとなります。

2. 定期乗車券

- ・現在お持ちの定期券は、10 月 1 日以降も有効期限までそのままご利用いただけます。
- ・9 月 30 日までに購入分は 10 月 1 日からの使用開始でも消費税 8% のまま購入いただけます。
- ・定期乗車券は「新規」7 日前から 「継続」2 週間前から販売いたしております。
- ・現在お持ちの回数券は、10 月 1 日以降も有効です。但し、運賃額に不足が生じた場合は、現金か回数券で不足額をお支払ください。

3. その他乗車券

- ・漫遊パスポート及び休日乗り放題パスは価格据え置きとなります。

お問い合わせ連絡先

越後交通株式会社乗合バス営業部乗合バス課

TEL：0258-29-1110